

# 省庁再編に伴い環境省が共同で所管 することとなった事務等について

「森林・緑地」「河川・湖沼」「海岸」  
「名勝・天然記念物」

## 具体的な協議・調整の対象

森 林

全国森林計画、国有林地域別森林計画、  
国有林野管理経営基本計画、国有林地域  
管理経営計画、国有林施業実施計画、  
保護林の指定

緑 地

近郊緑地保全区域の指定

河 川

河川整備基本方針、河川整備計画、治山  
事業7カ年計画

海 岸

海岸保全基本方針、海岸保全基本計画

名勝・天然記念物

名勝・天然記念物の指定、管理等について  
意見提出